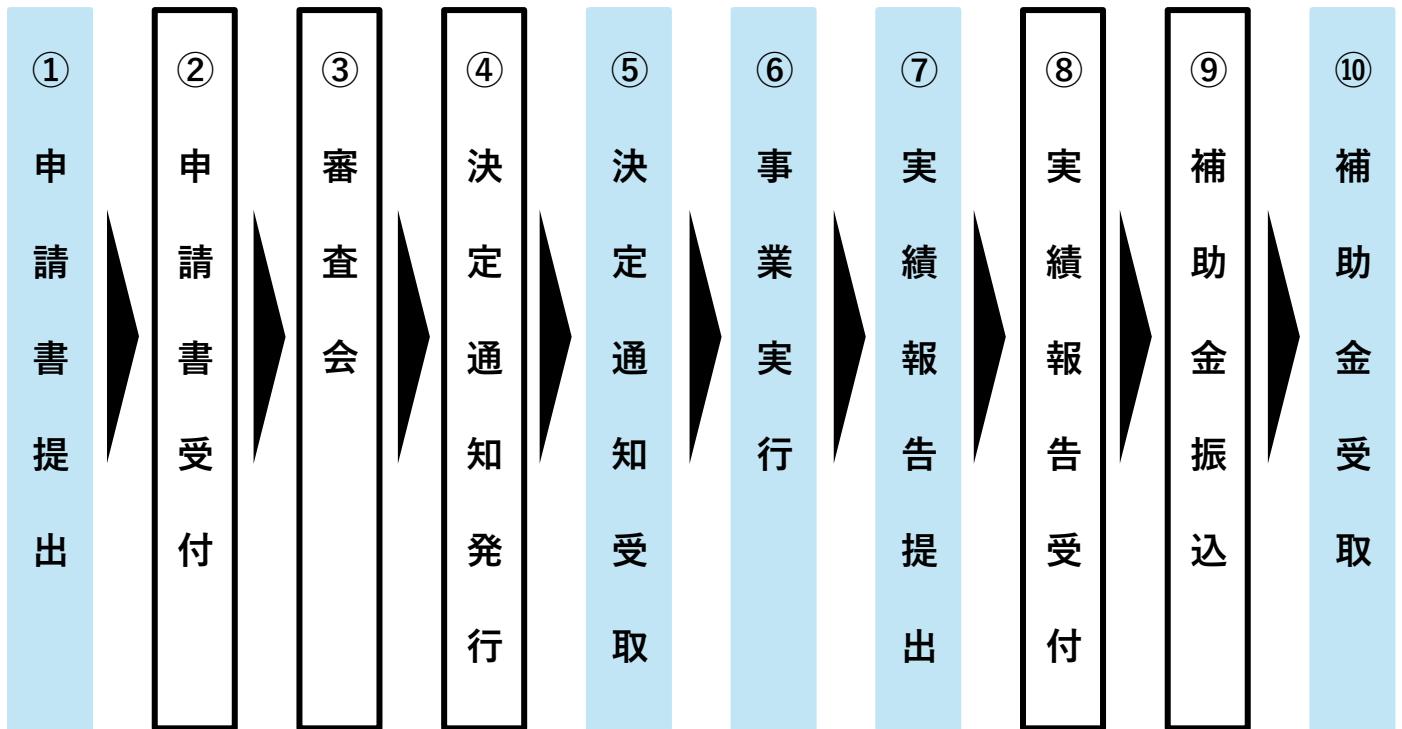


▶ 補助金申請手続きの流れ

町内会等の動き

連合会の動き



① 申請書提出(12/26㍻切)

申請に必要な書類（別紙参照）を添えて、申請書を事務局に提出します。
申請書は事務局窓口・郵送・メールで受付ています。

② 申請書受付

申請書類を受付ます。
不備がある場合は、書類が整ってからの受付となりますので提出前に押印や記入事項の確認をお願いします。

③ 審査会

受付した申請書を審査します。
審査会は基本的に月に1回行っています。

④ 決定通知発行

審査会の結果を、代表者様宛の文書でお知らせします。
電気料補助金額については、暫定金額です。四国電力からの回答を以って確定します。

⑤ 決定通知受取

(可)の事業に対して補助金交付が決定しました。
※補助金の交付には、実績報告書の提出が必要です。

⑥ 事業実行

事業を実行（物品の購入やイベントの開催）します。
請求書・領収書・振込控等をなくさないよう保管してください。

⑦ 実績報告書提出(2/27㍻)

事業が終わりましたら必要な書類を添えて、実績報告を事務局に提出します。
※必要書類は別紙参照。

⑧ 実績報告書受付

実績報告書を受付ます。
電気料補助金については、四国電力からの回答と申請灯数を確認します。

⑨ 補助金振込

確定した補助金を、申請いただいた口座に振り込みます。

⑩ 補助金受取

★問合せ・書類提出先 高知市町内会連合会★

〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1-43 たかじょう庁舎2階
TEL 088-824-6562 / FAX 088-855-6510
e-mail rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp
受付日時 月～金 10:00～16:00（土日祝日除く）

申請書等は持参または
郵送、メールにて
ご提出ください！



||▶ 申請に必要な書類

(○必要 △内容により必要 ×不要)

	通帳写し 申請書	内訳書	委任状	位置図	見積書	事業計画 収支予算	備考
①LED 設置関係	LED 設置費等 専用の申請書別途あり ※春野地区の灯具取替は、申請書裏面に電柱番号を記入。						
②電気料補助金	○	○	○	×	×	×	当該年度の4月分電気料を支払った灯数に対して補助金を交付 請求書欄に必ず✓が必要
③不燃物ごみ分別指導	○	○	×	×	×	×	内訳書の収集日・集積箇所を必ず 記入
④ごみ集積所の維持管理	○	○	×	×	○	×	新規ごみストッカーの設置は要相談（私有地等、所有者の許可がある場合には申請いただけることがあります。）
⑤掲示板の新設板取替	○	○	×	○	△	×	市道・道路課に許可を得、申請 県道・占有許可書を添付し申請 ※規格基準品以外や、契約業者以外で取り付ける場合は見積書必要
⑥会報,回覧物の回付等	○	○	×	×	○	○	
⑦パソコン等購入	○	○	×	×	○	○	
⑧デジタル化導入費	○	○	×	×	○	○	イニシャルコスト（初期費用）のみ申請可能 ランニングコスト（毎月必要な費用）は補助対象外
⑨イベント等開催	○	○	×	×	○	○	
⑩地域交流,環境美化等	○	○	×	×	○	○	
⑪加入啓発	○	○	×	×	△	○	啓発にあたり、物品を購入・作成する場合には見積書が必要
⑫町内会設立	○	○	×	○	△	○	物品を購入する場合には見積書が必要
	通帳写し 申請書	内訳書	委任状	位置図	見積書	事業計画 収支予算	備考



※ 注意 ※

必要書類漏れ等、不備がある場合には
申請受付や補助金交付ができません。
提出の際には今一度確認を！
押印忘れ、記入漏れにご注意ください。
電話番号には日中連絡のつくものを
ご記入ください。